

## 協議事項37

進級・進学の考え方と多様な子どもたちへの学びの機会について

進級・進学の考え方と多様な子どもたちへの学びの機会について、協議事項として以下のとおり提案する。

令和8年1月29日提出

神戸市教育委員会事務局

事務局長 竹森永敏

## 進級・進学の考え方と多様な子どもたちへの学びの機会について

### 1. 進級・進学の基準 [文部科学省資料「各国の義務教育制度の概要」より]

#### ①初等教育

- ・原則、毎年1学年ずつ自動的に進級する。
- ・飛び級制度はない。

#### ②中等教育

- ・義務教育段階の前期中等教育については、原則毎年1学年ずつ自動的に進級する。
- ・義務教育ではない高等学校には、2年の課程を修了した者が大学に入学できる「飛び入学」があるが、活用例は少ない。

### 2. 履修主義と修得主義、年齢主義と課程主義

[令和3年1月中央教育審議会答申「令和の日本型学校教育」より]

- ・修得主義や課程主義は、学習者一人一人の学習状況や成果に応じて学びを保障する考え方であり、個に応じた指導や能力別・異年齢編成に柔軟である。一方で、**個別学習を重視しすぎると、他者との協働を通じた社会性の育成など、集団としての教育の側面が弱まりやすい。**
- ・義務教育段階では、進級・卒業の要件として**年齢主義を基本に置きつつ、教育課程を履修したと判断する基準**については、**履修主義と修得主義を適切に組み合わせ、それぞれの長所を取り入れる在り方を目指すべきである。**
- ・**多様性をこれまで以上に尊重し、ICTの活用とカリキュラム・マネジメントの充実を図り、発達段階に即して「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に深め、すべての子供の可能性を引き出すことが重要である。**

年齢主義…進学・卒業要件として一定年限の在学（6歳から15歳までの9年間の普通教育）を要するとする考え方

課程主義…進学・卒業要件として一定の課程の修了を要求する考え方

履修主義…所定の教育課程を一定年限の間に履修することでもって足りるとする考え方

修得主義…履修した内容に照らして一定の学習の実現状況が期待されるとする考え方

### 3. 現行制度上の課題

- ・義務教育段階では飛び級制度がなく、高い意欲や才能をもつ児童生徒が、定められた学年の教育課程を超えて学習する道を閉ざしている可能性がある。

### 4. 本市の方針

現在国において、次期学習指導要領の改訂に向け、多様な個性や特性・背景を有する子どもたちを包摂する柔軟な教育課程の在り方について議論が進められている。

本市においても、「子どもが主役の学び」に向けた授業づくりや、多様な状況・課題に対応する学習支援、学習意欲の高い児童生徒や特定分野に才能のある児童生徒への学びの機会の提示など、子ども一人一人の可能性を伸ばすことができる学びの機会の充実を図っていく。

## <参考1> 関係法令

### 学校教育法

第十六条 保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。）は、次条に定めるところにより、子に九年の普通教育を受けさせる義務を負う。

第十七条 保護者は、子の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子が、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまでに小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了しないときは、満十五歳に達した日の属する学年の終わり（それまでの間においてこれらの課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終わり）までとする。

② 保護者は、子が小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十五歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中學部に就学させる義務を負う。

③ 前二項の義務の履行の督促その他これらの義務の履行に関し必要な事項は、政令で定める。

第九十条 大学に入学することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

② 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する大学は、文部科学大臣の定めるところにより、高等学校に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、当該大学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものを、当該大学に入学させることができる。

- 一 当該分野に関する教育研究が行われている大学院が置かれていること。
- 二 当該分野における特に優れた資質を有する者の育成を図るのにふさわしい教育研究上の実績及び指導体制を有すること。

### 学校教育法施行規則

第五十七条 小学校において、各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たつては、児童の平素の成績を評価して、これを定めなければならない。

第七十九条 第四十一条から第四十九条まで、第五十条第二項、第五十四条から第六十八条までの規定は、中学校に準用する。

第九十六条 校長は、生徒の高等学校の全課程の修了を認めるに当たつては、高等学校学習指導要領の定めるところにより、七十四単位以上を修得した者について行わなければならない。

<参考2> 各国の義務教育制度の概要

※文部科学省ホームページより

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	韓国	
義務のあり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○義務教育の無償が規定。</li> <li>○また、教育基本法において、義務教育期間が9年であることを規定し、また、国公立の義務教育段階の学校について授業料の不徴収を規定。</li> <li>○義務教育に係る地方自治体の義務は学校教育法において規定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各州がそれぞれ州の憲法や教育法等で規定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者は子どもに教育を受けさせる義務がある。ただし、<u>就学義務ではない。</u>（1996年教育法）</li> <li>○教育大臣（国）は人々の教育を振興しなければならない。（1996年教育法）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもには、教育を受ける権利がある。</li> <li>○保護者には、子どもに教育を受けさせる義務がある。ただし、<u>就学義務ではない。</u></li> <li>○国には、教育を保障する義務がある。（国の同一年齢人口のすべての者に対して一定の到達水準の教育を提供する義務。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもは教育を受ける権利及び就学する義務がある。</li> <li>○保護者は、子どもに教育を受けさせる権利と義務がある。</li> <li>○州及び市町村は学校設置の義務及び助成の義務がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもは教育を受ける権利がある。</li> <li>○保護者は、子どもに就学させる義務がある。</li> <li>○国は、施設の確保等、必要な措置をとる。（教育基本法、初等中等教育法）</li> </ul>	
進級・進学の基準	初等教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>○通常、毎年1学年ずつ自動的に進級することを基本とする。原級留置が行われることはまれである。</li> <li>○<u>飛び級制度はない。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○通常、毎年1学年ずつ自動的に進級することを基本とするが、原級留置が行われる場合もある。</li> <li>○一部の州は州統一学力テストの合格などの進級要件を定めている。</li> <li>○進級・進学について法令上の年齢制限はないが、<u>早期の進級・進学はまれ</u>である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○初等中等教育全体を通じて、児童生徒は年齢にしたがって各学年に配置され、毎年自動的に進級する。原級留置はまれである。</li> <li>○進級・進学について法令上の年齢制限は特にないが、<u>実際は早期の進級・進学はまれ</u>である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○進級・進学に関する全国的な基準は設けられておらず、教員の専門的判断に委ねられている。進級が不適切と判断される生徒については、教員が教員会議に原級留置を提案し、同会議が決定する。原級留置は珍しくない。</li> <li>○<u>飛び級は例外的に認められている。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各州が定める所定の成績を収めていること。</li> <li>○基礎学校第1学年を除く他の学年では原級留置がある。ただし留年者は少数。</li> <li>○<u>飛び級はまれ。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○授業日数の2/3以上の出席がある者について、『教育課程』の履修程度から、各学校の校長が判断。</li> <li>○自動進級し、原級留置はない。</li> <li>○優秀な生徒に対する早期進級（飛び級）が認められている。しかし、飛び級はまれである（1995年）。（初等中等教育法）</li> </ul>
	中等教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>○義務教育段階の前期中等教育については、通常、毎年1学年ずつ自動的に進級することを基本とする。原級留置が行われることはまれである。</li> <li>○<u>義務教育ではない高等学校の2年の課程を修了した者が大学に入学する「飛び入学制度」はあるが、活用例は少ない。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○単位制となっているため、必要数の単位を取得すれば卒業できる。</li> <li>○近年、卒業要件として州統一の学力テストを実施する州が増えていく。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○学級委員会（教員、生徒、父母の代表等で構成）が進級の可否を検討する。進級が不適切と判断される生徒には原級留置が提案される。</li> <li>○<u>飛び級がごくまれに認められることもある。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各州が定める所定の成績を収めていること。</li> <li>○原級留置がある。ただし留年者は少数。</li> <li>○<u>飛び級はまれ。</u></li> </ul>	

### <参考3> 令和3年1月 中央教育審議会答申

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（抜粋）

#### 4. 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

##### (4) 履修主義・修得主義等を適切に組み合わせる

○現行の日本の学校教育制度では、所定の教育課程を一定年限の間に履修することでもって足りるとする履修主義、履修した内容に照らして一定の学習の実現状況が期待される修得主義、進学・卒業要件として一定年限の在学を要する年齢主義、進学・卒業要件として一定の課程の修了を要求する課程主義の考え方がそれぞれ取り入れられている。

○修得主義や課程主義は、一定の期間における個々人の学習の状況や成果を問い合わせ、それぞれの学習状況に応じた学習内容を提供するという性格を有する。個人の学習状況に着目するため、個に応じた指導、能力別・異年齢編成に対する寛容さという特徴が指摘される一方で、個別での学習が強調された場合、多様な他者との協働を通じた社会性の涵養など集団としての教育の在り方が問われる面は少なくなる。

○一方で、履修主義や年齢主義は、対象とする集団に対して、ある一定の期間をかけて共通に教育を行う性格を有する。このため修得主義や課程主義のように学習の速度は問われず、ある一定の期間の中で、個々人の成長に必要な時間のかかり方を多様に許容し包含する側面がある一方で、過度の同調性や画一性をもたらすことについての指摘もある。

○我が国においては現在、制度上は原級留置が想定されているものの、運用としては基本的に年齢主義が採られている。進級や卒業の要件としての課程主義を徹底し、義務教育段階から原級留置を行うことは、児童生徒への負の影響が大きいことや保護者等の関係者の理解が得られないことから受け入れられにくいと考えられる。

○全ての児童生徒への基礎・基本の確実な定着への要請が強い義務教育段階においては、進級や卒業の要件としては年齢主義を基本に置きつつも、教育課程を履修したと判断するための基準については、履修主義と修得主義の考え方を適切に組み合わせ、それぞれの長所を取り入れる教育課程の在り方を目指すべきである。高等学校においては、これまでも履修の成果を確認して単位の修得を認定する制度が採られ、また原級留置の運用もなされており、修得主義・課程主義の要素がより多く取り入れられていることから、このような高等学校教育の特質を踏まえて教育課程の在り方を検討していく必要がある。

○「個別最適な学び」及び「協働的な学び」との関係では、

- ・個々人の学習の状況や成果を重視する修得主義の考え方を生かし、「指導の個別化」により個々の児童生徒の特性や学習進度等を丁寧に見取り、その状況に応じた指導方法の工夫や教材の提供等を行うことで、全ての児童生徒の資質・能力を確実に育成すること、
- ・修得主義の考え方と一定の期間の中で多様な成長を許容する履修主義の考え方を組み合わせ、「学習の個性化」により児童生徒の興味・関心等を生かした探究的な学習等を充実すること、
- ・一定の期間をかけて集団に対して教育を行う履修主義の考え方を生かし、「協働的な学び」により児童生徒の個性を生かしながら社会性を育む教育を充実することが期待される。

○その際、これまで以上に多様性を尊重し、ICT等も活用しつつカリキュラム・マネジメントを充実させ、発達の段階に応じて、全ての子供たちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実していくことが重要である。